

仙台大学紀要「投稿規程」

- 第 1 条 この規程は、本学が発行する「仙台大学紀要」（以下、「本誌」という。）の投稿論文及び発行に関する諸事項を定め、編集業務を円滑に遂行するために設ける。
- 第 2 条 本誌の発行は、9月と3月の年2回とする。
- 第 3 条 本誌への投稿は、本学の教員（非常勤講師を含む）及びそれに準ずる職員・新助手、学園関係者、大学院研究科在籍の院生・研究生とする。但し、非常勤講師、職員及び学園関係者は本学専任教員を、当該研究科在籍の院生・研究生は指導教員を共著者とする。
- 第 4 条 投稿論文は、体育・スポーツ、健康科学等における完結した未発表の論文であり、他誌に投稿中ではない論文に限る。
- 第 5 条 原稿の種類は、以下の総説、原著論文、研究資料、実践研究、事例報告、論評、学会参加報告とする。
- 一 総説 (Review)
当該研究領域の知見を独自の視点から体系的にまとめあげ、今後の研究課題や新たな研究の方向性を論じた論文。
- 二 原著論文 (Original Paper)
科学論文としての内容と体裁を満たし、新たな科学的知見をもたらす論文。
- 三 研究資料 (Materials)
実験や調査等で得られた価値あるデータからまとめた知見を提供し、以後の研究の発展に寄与する論文。
- 四 実践研究 (Applied Study)
教育・研究現場からの実践的な情報に基づいた研究で実用的価値の高い論文。
- 五 事例報告 (Case Report)
特定する少数の事例について詳しく調査し、それを報告することによって新たな研究の萌芽・発展が期待される論文。
- 六 論評 (Commentary)
当該研究領域に関する十分な論証に基づいた批評を扱った論文。
- 七 学会参加報告 (Conference Report)
学術的会議や会合（※同細則）へ参加出席することによって得た最新の学術情報（国内外の研究動向等）を学内に周知することにより、各方面の研究活動の啓発を図ることを趣旨とする報告。
- 第 6 条 投稿者は、仙台大学「ヒトを対象とした研究」の倫理規程を遵守するものとする。
- 第 7 条 投稿論文の原稿の分量は、原則としてA4版20頁以内とする。これを超過する場合は、紀要編集委員会の承認を必要とするものとする。
- 第 8 条 投稿論文の原稿提出の期限は、5月末日及び11月末日とする。
- 第 9 条 投稿論文（「学会参加報告」を除く）は、本学専任教員2名（博士号取得者及び編集委員会が専門的見地から審査員として認めた者）の審査を受けるものとする。
- 第10条 投稿論文の掲載の採否と時期は、紀要編集委員会において決定する。
- 第11条 本誌に掲載された論文の著作権は、仙台大学に帰属する。但し、論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負う。
- 第12条 この規程に定めるもののほか、投稿に必要な事項は細則に定める。
- 第13条 この規程は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が改廃する。
- 附 則 この規程は、昭和43年4月1日に制定し、同日から施行する。
- 附 則 この規程は、昭和53年6月27日に一部改正し、同年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成22年5月11日に全面改正し、同年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成27年4月21日に一部改正し、同年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。